



### Worldtrade Management Services (WMS)

プライスウォーターハウスクーパースでは元税関当局者を中心とする関税・貿易に関する専門家チーム (Worldtrade Management Services) を、日本、米国、ヨーロッパ各国に加え、シンガポール、香港、中国、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等のアジア全域を含む世界60カ国以上に組成しております。

### WMS Japan

WMS Japanは平成14年3月にPwC Management Co. Ltd. として設立され、以来、海外のWMSチームと密接な連携を取りながら質の高いサービスを提供させていただいております。

### Customs and Trade Newsletter

このニュースレターは、関税と貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたもので、実際の業務及び事業等に供する目的では作成されておりません。実際の業務及び事業を行う場合には、事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーにご提供させていただくため、随時の発効を予定しておりますが、お役に立てば幸いです。

なお、本ニュースレター、その他関税と貿易に関するご関心のテーマについてより詳細な内容等の入手をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

### PricewaterhouseCoopers Management Co., Ltd.

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3-2-5  
霞が関ビル15階  
代表電話：03-5251-2400  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

### \*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.  
"PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.  
\*connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

## 関税及び輸入消費税に関する除斥期間(時効)の延長:

### 「移転価格の適及的調整に係るリスク評価とリスク軽減策」

- 平成17年度法改正に伴い関税及び輸入消費税に関する除斥期間及び徴収権の消滅時効が延長され、申告漏れ及び更正に伴う財務リスクが増大。
- 自主修正による過少申告加算税等の回避がさらに重要に。
- 移転価格の適及的調整(値上げ)に伴うリスク評価とリスクの軽減策。

### 除斥期間(時効)の延長

平成17年度の関税法改正に伴い、平成17年4月1日以降が法定納期限である関税及び輸入消費税につき、税関長が更正等の課税処分を行うことができる期間が、原則として2年から3年に延長されました。

### 税関事後調査の実績

財務省関税局によると、平成15年7月から平成16年6月までの1年間に行われた事後調査の実績は以下の通りです。

- 実地調査 = 5,088件
- 申告漏れ課税額 = 963億円
- 追徴税額 = 76億円
- 増差税額が多い上位5品目(関税分類ベース) = 電気機器、機械類、織物衣類、編物衣類、履物
- 主な申告漏れの内容:
  - 海外生産のために無償で提供した原材料費用の申告漏れ
  - インボイス上の決済金額以外の貨物代金の申告漏れ
  - 特恵課税制度の適用誤りなど

### 移転価格の適及的調整

上記のインボイス上の決済金額以外の貨物代金には、ライセンス料やロイヤルティー等のいわゆる貿易外取引・決済に加え、移転価格の適及的調整(値上げ)及びそれに関連する送金が含まれます。移転価



格の逆差的調整(値上げ)及び送金は、原則として関税及び輸入消費税の課税対象であり、当該事実が発生した場合には関連する輸入申告の修正が必要となります。

なお、移転価格の調整は値下げによるケースもありますが、値下げに係る還付(または値上げとの相殺)は必ずしも認められるわけではない点に留意が必要です。

### 過少申告加算税と延滞税

税関による事後調査の結果として追徴課税が行われた場合には、不足税額(関税及び輸入消費税)に対して、過少申告加算税及び延滞税が課されることとなります。輸入消費税は原則還付または売上消費税からの控除という形で取り戻すことが可能であり、関税についても「支払うべき税額」を支払ったという考えに立てば企業にとっての追加コストではないとの見方も可能です。一方で過少申告加算税及び延滞税は企業にとっての純然たるコストとなります。更に、過少申告加算税と延滞税は、法人税法上、損金算入が認められていない点にも留意が必要です。

過少申告加算税: 関税及び輸入消費税の不足税額の10%(当該不足額が当初申告税額又は50万円のうちいずれか大きい方を超える部分についてはさらに5%)の過少申告加算税が課されます。

延滞税: 延滞税の税率は、現在年率4.1%とされています。

### 自主修正による過少申告加算税の回避

輸入者による自主的な修正申告に対しては、税関による調査を予見して行われたものでない限り、過少申告加算税は課されませんので、自主的な修正により過少申告加算税を回避することが可能です。自主的な修正によって延滞税を完全に回避することはできませんが、タイムリーな自主修正を行うことにより延滞税額を軽減することが可能であると同時に、法定納期限から1年後以降の期間については延滞税が免除されるというメリットもあります。

また、事後調査に基づく修正の実績は、以後の税関による実地調査の頻度を高める結果につながることもありますので、自主的な修正のメリットを評価する際には財務面以外からの考慮も重要となります。

### 関税及び輸入消費税の修正申告

実務上、修正申告に係る作業は非常に煩雑となるケースが多く、潜在的リスク、及び上述のような自主修

正のメリットを認識した上で、修正申告を行わないという判断を下している企業も見受けられます。

PwCでは、このようなケースに対応するため、修正申告に伴う内部負担の軽減を望むクライアント企業に対して、関税及び輸入消費税の修正申告に関するサポート業務を提供しております。

関税及び輸入消費税の修正申告は以下の手続きを踏んで行われるのが一般的ですが、PwCでは各クライアント企業のニーズにあわせて、アドバイスの提供から実際の作業のサポートまで、フレキシブルに対応させていただいております。

- 移転価格の調整に関するデータの入手及び分析
- 上記移転価格の調整に関連する輸入通関データの入手
- 移転価格調整後の関税・輸入消費税、及び不足税額の算出
- 上記計算書類の税関への提出、提出資料の説明、及び修正申告方法に関する協議
- 修正申告の提出及び納税

\*\*\*

#### お問い合わせ

永井 宗比古

Tel: 81-3-5251-2844

e-mail: munehiko.nagai@jp.pwc.com